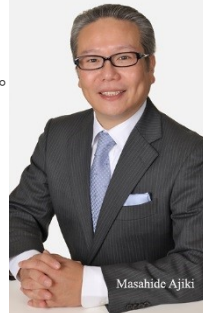




未来の安心のために、  
不動産の相続への問題解決について、  
提案、実行致します。

## 株式会社 アセット・アドバイザー

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号  
 ニューステイトメナ-833号室 (〒151-0053)  
 Tel: 03-6240-2300 Fax: 03-6240-2301  
 Mail : info@asset-adv.co.jp  
 Web : [アセットアドバイザー](http://asset-adv.co.jp)



# AA通信

2016年(平成28年)3月1日 第 55 号

### ☆☆☆ 通信トピックス ☆☆☆

#### ■ ■ 相続に関する民法も改正を検討中 ■ ■

■ 2月初旬の日経新聞に、相続に関する民法の改正作業が進んでいるとの記事がでました。約1年前から法務大臣の諮問を受けて見直しの作業を行っており、政府は、早ければ来年(2017年)の国会に提出する考えがあるとの記事でした。検討されている主な内容は、①配偶者の権利や、財産への貢献、②寄与分、③遺留分、④自筆証書遺言などです。現状で、紛争やトラブルの多い内容の見直しがされているようです。

#### ■ 配偶者の権利は保護&拡大される方向 ■

■ ①配偶者の権利や貢献について…現行の民法では、配偶者の法定相続割合が2分の1、子どもの法定相続割合は、残りの2分の1を子どもの人数で均分した割合です。夫の財産が、自宅と少しの預貯金である相続事案が多いなかで、子どもが法定相続割合の遺産分割を強く要望したために、自宅を売却しなければならず、妻が住み慣れた環境を失ってしまう事例が増えました。そこで、配偶者の居住権を保護するために「長期居住権」の新設が検討されています。また、被相続人である夫が財産を築けた背景には、配偶者の貢献があるとの意見や、高齢化が進むなかで、配偶者の老後の生活費に、現行の法定相続割合では少ないとの意見があり、配偶者の法定相続割合そのものを増やす見直しが検討されています。

■ ②寄与分について…親の介護で苦勞して、時間と金銭を労費したとしても、寄与分として他の相続人に理解して貰えず、よくトラブルになります。実際には、寄与分の認定を求めて家庭裁判所に申し立てをしても、介護のために仕事を辞めてまで面倒を見るなど、余程のことがないと認められないのが現状です。また、

寄与分は相続人しか認められず、相続人の配偶者が貢献しても寄与分はありません。こうした現状に対処する必要もあると考えられています。

■ ③遺留分について…民法が定めた、相続人に最低限保証されている相続分が遺留分です。遺言書で遺留分が侵害された相続人は、遺留分減殺請求の手続きをしますが、遺言書を尊重したい他の相続人との間にトラブルが生じます。紛争により共有物の分割が絡めば、地方裁判所の管轄になり長期化するため、家庭裁判所で解決できるよう検討がされています。

■ ④自筆証書遺言について…自筆の遺言は、その有効性が争いの種になります。全文自筆など様式が厳格なことが原因です。せっかく準備した被相続人の意思が尊重されないという問題もあり、自筆証書遺言の方式について緩和が検討されています。

#### ■ 主な改正項目の一覧／対策の基本は不変 ■

項目	見直し原案の一例
1 配偶者の居住権の保護	相続開始時に住んでいた建物の使用を認める「長期居住権」を新設
2 配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現	婚姻期間中に増加した財産は配偶者の法定相続割合を引き上げ、それ以外の財産は法定相続割合を引き下げる 婚姻期間が20年以上の場合は配偶者の法定相続割合を引き上げる
3 寄与分の見直し	介護や療養看護に貢献した相続人に対する要件を緩和する
4 遺留分の見直し	遺留分減殺請求事件を家庭裁判所で全面的に解決できるようにする
5 遺言の見直し	自筆証書遺言の方式を緩和する

(日本経済新聞 電子版 2016年2月2日記事より抜粋)

■ 争族をよく見る立場からは、見直しは必要だと思えます。しかし実際は、相続人が分割の難しい財産を、どのように分け合うかが問題です。お互いが権利を主張するだけでは、法律が変わっても解決できません。相続対策は変わらず、家族で話し合い分割の方針を決め、公正証書遺言を準備することだと考えます。

■ 首都圏のJR各線を一筆書きで乗り継ぎ ■

■長男と二人で、首都圏のJR各線を乗り継ぎ、小さな鉄道旅をしてきました。運賃は大人一人140円です。自宅の最寄り駅の戸田公園駅(埼京線)から乗車し、赤羽駅で上野東京ラインに乗り換えて茅ヶ崎駅(神奈川県)まで行きました。東海道線内は快速電車でしたので、思ったより早い到着でした。茅ヶ崎駅から相模線に乗って橋本駅へ、橋本駅の未来はリニアの停車駅です。橋本駅から横浜線で八王子駅へ向かいました。八王子駅には見慣れた中央線の赤い電車がいます。

■実は、この鉄道旅は途中下車ができません。乗車駅

から隣の駅へ向かうのに、大回りで乗車しているためです。ルールは一筆書き、同じ区間には乗れません。乗車駅・降車駅・ルート全て「東京近郊区間」内が原則です。八王子駅から八高線で川越駅へ、再び埼京線で隣駅の戸田駅で下車。早春の車窓を楽しみました。



⇔ 相模線



⇔ 八高線



◆◆◆ 株式会社アセット・アドバイザーが主催する「東京国際フォーラム」におけるセミナーのご案内 ◆◆◆

「事例に驚かされ、わかり易く対策の基本が学べる！」と、ご来場の皆さまに好評を戴き、継続して開催しています！

株式会社アセット・アドバイザーの相続対策セミナー

『相続対策を成功させる  
8つのステップ！』

【開催日】

- 3月 5日(土) 10時15分受付 -G506会議室-
- 3月16日(水) 10時15分受付 -G506会議室-
- 4月20日(水) 10時15分受付 -G506会議室-
- 5月21日(土) 10時15分受付 -G506会議室-



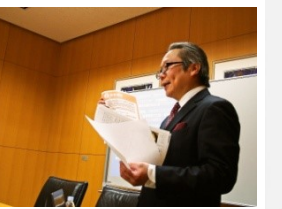
\* 千葉テレビ《捕手・里崎智也のビジネス配球術》が、1月23日(土)に放送されました。見逃した方には、インターネットから期間限定でご覧いただけます。以下のアドレスまたは、当社のHPからご覧ください。  
<https://www.youtube.com/watch?v=ItYVERxU9H4>  
 ※番組をご覧戴いた方は、左記の相続セミナーに無料ご招待します！



東京国際フォーラム ガラス棟



会場イメージ



会 場：東京国際フォーラム ガラス棟会議室

千代田区丸の内3丁目5番1号 (〒100-0005)

参加費：3,000円 (※AA通信読者価格。事前に銀行振込の場合。親族2名様まで受講可)

◇振込先等の情報は申し込み後にお知らせします。

◇当日ご持参の場合は5,000円 (親族2名様まで受講可)

定 員：各回4組様限定、計8名様まで

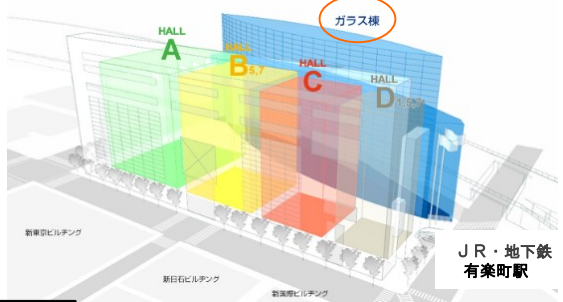
時 間：セミナー60分、昼12時or夜21時終了(相談時間含)

申込先：FAX 03-6240-2301

Mail info@asset-adv.co.jp

※ご注意：参加人数に限りがありますので、お申し込みを戴いても先約のお客様が有って、お断りする場合があります。

\*\* 以下の必要事項を記載のうえ、FAX(03-6240-2301)でお申し込みください。 \*\*



お名前	ご住所
お電話	E-mail @

（JR線）  
**有楽町駅より徒歩1分**  
 東京駅より徒歩5分(京葉線東京駅とB1F地下通路で連絡)  
 (地下鉄)  
 有楽町線 : 有楽町駅(B1F地下コンコースにて連絡)  
 日比谷線 : 銀座駅より徒歩5分/日比谷駅より徒歩5分  
 千代田線 : 二重橋前駅より徒歩5分/日比谷駅より徒歩7分  
 丸ノ内線 : 銀座駅より徒歩5分  
 銀座線 : 銀座駅より徒歩7分/京橋駅より徒歩7分  
 三田線 : 日比谷駅より徒歩5分

※ 個人情報の保護に関する方針 → 上記に記載して戴きましたご連絡先等の個人情報は、当該セミナーへの参加を再確認する、案内状等を送付するなどの目的以外に使用することはありません。詳しくは当社ホームページ記載のプライバシーポリシー(個人情報の保護に関する方針)をご参照下さい。(株式会社アセット・アドバイザー)ホームページ <http://www.asset-adv.co.jp/>

※ 月 日( )のセミナーに 名で申し込みます。